特別区民税･都民税　特別徴収税額通知書の見方

給与所得等に係る特別区民税･都民税
特別徴収税額の　決定　・　変更　通知書(納税義務者用)

受給者番号	氏名	指定番号
	神田　一郎	123××　宛名番号
住所		
千代田区神田神保町一丁目1番地		

◎**総合課税分所得**の種類と金額を表示しています。
◆給与所得以外の合算所得がある場合、所得額が「その他の所得計」に表示されます。
また、「主たる給与以外の合算所得区分」欄で該当する所得の「＊」が表示されます。

総所得金額①･･･
給与所得とその他の所得計を合計した額を表示しています。

◎**課税標準**・・税額計算の基礎となる額です。
すべての所得を合算して所得割額を計算する**「総合課税」分の課税標準額**と、他の所得と分離して計算する**「分離課税」分の課税標準額**を表示しています。

総所得③・・・
総所得金額①から所得控除合計②の額を差し引いた額を表示しています。（①－②＝③）

◎**納付額・・・**
今年度特別徴収で納めていただく住民税額です。

毎月の給与から差し引かれる税額を記載しています。

６月から翌年５月までが１年度分です。

納付額											
6月分	30 900	9月分	30 100	12月分	30 100	3月分	30 100
7月分	30 100	10月分	30 100	1月分	30 100	4月分	30 100
8月分	30 100	11月分	30 100	2月分	30 100	5月分	30 100

所得			主たる給与以外の合算所得区分	営業等	農業	不動産	利子	配当	給与	雑	譲渡一時
給与収入	7 000 000										
給与所得	5 100 000										
その他の所得計	800 000					＊					
			総所得金額①	5 900 000							

課税標準	
総所得③	4 375 000
山林所得	
分離短期譲渡	
分離長期譲渡	
株式等の譲渡	1 000 000
上場株式等の配当等	
先物取引	

税額		
特別区民税	税額控除前所得割額④	292 500
	税額控除額⑤	78 294
	所得割額⑥	214 200
	均等割額⑦	3 500
都民税	税額控除前所得割額④	195 000
	税額控除額⑤	52 196
	所得割額⑥	142 800
	均等割額⑦	1 500
特別徴収税額⑧		362 000
控除不足額⑨		
既充当額⑩		
既納付額⑪		
差引納付額(⑧-⑪-⑨,⑩)		362 000
変更前税額⑫		
増減額(⑧－⑫)		
変更月		月

所得控除				
雑損			障・寡・勤	
医療費			配偶者	330 000
社会保険料	500 000		配偶者特別	
小規模企業共済			扶養	330 000
生命保険料	35 000		基礎	330 000
地震保険料			所得控除合計②	1 525 000

(摘要)

寄附金税額控除額　77,900円

控配	老配	扶養親族該当区分 特定	同老	老人	16歳未満	その他	本人該当区分 同障	特障	他障	未成年者	特障	他障	寡婦	特寡	寡夫	勤労学生	繰越損失
＊					1	1											

寄附金税額控除がある場合、摘要欄に控除額が記載されます。

◎**所得控除の額**を表示しています。
（社会保険料控除、医療費控除、生命保険料控除など）

雑損	雑損控除額を表示
医療費	医療費控除額を表示
社会保険料	社会保険料控除額を表示
小規模企業共済	小規模企業共済等掛金控除額を表示
生命保険料	生命保険料控除額を表示
地震保険料	地震保険料控除額を表示
障･寡･勤	障害者控除･寡婦控除･寡夫控除･勤労学生控除額を表示
配偶者	配偶者控除額を表示
配偶者特別	配偶者特別控除額を表示
扶養	扶養控除額を表示
基礎	基礎控除額を表示

◎**人的控除の内訳**を表示しています。

扶養親族該当区分		本人該当区分	
控配	控除対象配偶者がいる場合「＊」を表示	未成年者	未成年者の場合「＊」を表示
老配	老人控除対象配偶者がいる場合「＊」を表示	特障	特別障害者の場合「＊」を表示
特定	特定扶養親族の人数を表示	他障	普通障害者の場合「＊」を表示
同老	同居老親等の人数を表示	寡婦	寡婦の場合「＊」を表示
老人	老人扶養親族の人数を表示	特寡	特別寡婦の場合「＊」を表示
16歳未満	16歳未満扶養親族の人数を表示	寡夫	寡夫の場合「＊」を表示
その他	一般扶養親族の人数を表示	勤労学生	勤労学生の場合「＊」を表示
同障	同居特別障害者の人数を表示	繰越損失	繰越損失がある場合「＊」を表示
特障	特別障害者の人数を表示		
他障	普通障害者の人数を表示		

◎**税額**を表示しています。
◆**税額控除前所得割額④・・・**
所得区分にしたがって、税率をかけて所得割を計算します。
（総合課税分）総所得金額③×特別区民税６％、都民税４％
＊分離課税分所得割は、それぞれの分離課税所得に応じた税率となります。

◆**税額控除額⑤・・・**調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の合計額が記載されます。

◆**所得割額⑥・・・**税額控除前所得割額④－税額控除額⑤です。

◆**均等割額⑦・・・**特別区民税3,500円、都民税1,500円です。

◆**特別徴収税額⑧・・・**特別区民税・都民税の所得割額・均等割額の合計額を表示しています。